

岐阜県公報

第二千八百五十四号
平成二十九年六月九日

(金曜日)

目 次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三六七

公 示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 三六七

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 三六八

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 三六八

公共測量の実施

(用地課) 三六九

公共測量の終了

(同) 三七〇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技術検査課) 三七〇

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三七一

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 三七二

土地改良区の定款変更認可

(同) 三七三

交通誘導警備業務に係る一級検定の実施

(生活安全総務課) 三七四

交通誘導警備業務に係る二級検定の実施

(同) 三七五

告 示

岐阜県告示第三百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	山梨市中洞字ニ夕滝一〇四二番六地先から 同市同字同 四三番八地先まで	前 後	一〇・六 三・七	一五・六 一五・六	

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
下野外科胃腸科医院	瑞穂市馬場上光町一丁目一〇六番地	精神通院	平成 元・六・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地下前五八二一四	精神通院	平成 元・六・一
日野東調剤薬局	岐阜市日野東四 三 三三三	同	同
バンビ調剤薬局	山県市東深瀬五七三 一	同	同
スギ薬局 茜部店	岐阜市水主町一丁目一六二番地二	同	同
スギ薬局 岐阜駅西店	岐阜市橋本町三丁目五番地	同	同
スギ薬局 各務原市役所前店	各務原市那加住吉町一丁目一番地一	同	同

(訪問看護事業者)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
聖十字訪問看護ステーション きらり	土岐市泉町久尻二四三一番地の一六〇	精神通院	平成 元・六・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
ケアフル訪問看護リハビリステーション	美濃加茂市川合町二七二二	精神通院	平成 元・五・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 辞 月 日 退
よしと調剤薬局	揖斐郡池田町池野四三九番地の五	精神通院	平成 元・四・三〇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、同時調整及び写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十九年五月二十四日から
平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域

大垣市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十九年五月二十四日から

平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

美濃市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

垂井町

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、同時調整及び写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十九年五月二十日から
同 年十一月三十日まで

四 作業地域

垂井町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

関ヶ原町

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、同時調整及び写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十九年五月二十日から
平成三十年三月二十七日まで

四 作業地域

関ヶ原町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業期間

平成二十八年十一月二十四日から
平成二十九年三月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったの

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十八年七月十一日から
平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

多治見市音羽町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十九年三月三十一日	岐阜マイホーム菊地建設	菊地幸男	岐阜市木田三丁目九七番地一二	般二十四一六二六六	大工工事業
平成二十九年四月六日	株式会社カワイ工業	代表取締役 川合雅和	岐阜市則武西二丁目二八番八号	般二十四二二八四二	管工事業
平成二十九年四月	有限会社稲垣建築	代表取締役 稲垣	岐阜市下川手一七九番地の	般二十五一〇〇五〇	建築、大工及び内装仕上工事業

<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐阜建築第四 五号の二〇 平成二九・一・二六</p> <p>同岐阜建築第五二号の六 平成二九・二・二三</p> <p>同西建築第五二号の六 平成二〇・九・一〇</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p> <p>不破郡垂井町綾戸字荒越八七五番六、 八七五番七、八七七番四、八七七番五、 八八〇番四、八八〇番五及び八八〇番 一七</p> <p>安八郡輪之内町福東新田字東沖五二番 一、五二番一、五三番、五四番、五五</p>	<p>公共施設の 種類</p> <p>道路</p> <p>道路</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p> <p>開発登録簿 による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>東京都練馬区石神井町二丁目二六番一 一建設株式会社 代表取締役 堀 口 忠 美</p> <p>大垣市赤坂町二二六番地 矢橋林業株式会社 代表取締役 矢 橋 龍 宜</p> <p>羽島市正木町大浦一三三三番地 大成工業株式会社</p>	<p>六日</p> <p>平成二十 九年四月 六日</p> <p>平成二十 九年四月 十日</p> <p>平成二十 九年四月 十八日</p> <p>平成二十 九年四月 十八日</p> <p>平成二十 九年四月 十八日</p> <p>平成二十 九年四月 二十日</p>	<p>恒工務店</p> <p>岡興業</p> <p>株式会社 ヨシダテ クニカル</p> <p>坂口工務 店</p> <p>株式会社 ウエイブ</p> <p>都竹塗装</p>	<p>勲</p> <p>林恒克</p> <p>岡佑介</p> <p>代表取締役 吉田 良寛</p> <p>坂口隆</p> <p>代表取締役 原田 康史</p> <p>都竹豊</p>	<p>二</p> <p>各務原市川島 河田町一丁目 四三番地</p> <p>多治見市小名 田町西ヶ洞一 番地六四七</p> <p>本巣市早野五 〇〇一</p> <p>本巣市上保一 〇六七番地一</p> <p>山県市西深瀬 一七九番地</p> <p>高山市国府町 木曾垣内二三 三番地六</p>	<p>七</p> <p>般二十六 一〇二二三</p> <p>般二十六 六〇〇六〇</p> <p>般二十四 一〇〇三二</p> <p>般二十八 一〇〇八三</p> <p>般二十六 一〇二一六</p> <p>般二十六 一〇三九七</p>	<p>建築工事業</p> <p>とび・土工工事業</p> <p>鋼構造物及び機械 器具設置工事業</p> <p>大工及びとび・土 土工事業</p> <p>塗装工事業</p> <p>塗装工事業</p> <p>塗装工事業</p>	<p>平成二十 九年四月 二十日</p> <p>平成二十 九年四月 二十六日</p> <p>平成二十 九年四月 二十六日</p> <p>平成二十 九年四月 二十六日</p>	<p>株式会社 天神開発</p> <p>有限会社 加納電気</p> <p>Sheet Metal al明成</p>	<p>代表取締役 水野 久夫</p> <p>代表取締役 加納 貴智夫</p> <p>奥村茂明</p>	<p>飛騨市古川町 太江二六八八 番地</p> <p>加茂郡七宗町 川並五一八番 地の八</p> <p>可児市広見二 七番地一</p>	<p>般二十七 九五〇一六</p> <p>般二十四 一四九二七</p> <p>般二十六 五〇〇七三</p>	<p>電気工事業</p> <p>電気工事業</p> <p>屋根及び板金工 業</p>
---	--	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	---	--	---	---	--

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

同岐阜西建築第五七号
の二三
同二八・一二・一四
同岐阜西建築第五七号
の四一
同二九・四・五

番、五六番、五七番一、五七番三、五
八番一、五八番三、五九番一、五九番
三、六〇番一、六〇番三、六一番一、
六一番三及び五七番三から六一番三地
先道路

代表取締役 横山弘

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	桑原輪中	土地区改良	改良地名	年月日	退任	役名	氏名	住居	住所
同	同	同	同	同	同	理事	松井 聡	羽島市正木町曲利	一九〇番地二
同	同	同	同	同	同	同	井上 廣隆	竹鼻町丸の内二丁目八四番地一	同
同	同	同	同	同	同	同	渡邊 金作	福寿町間島二丁目一〇番地	同
同	同	同	同	同	同	同	井上 義和	本郷	一七〇五番地
同	同	同	同	同	同	同	佐藤 嘉文	平方	二六四三番地
同	同	同	同	同	同	同	柴田 雅紀	浅平四丁目	五四番地
同	同	同	同	同	同	同	山田 良二	羽島市江吉良町	一三八二番地
同	同	同	同	同	同	同	瀬古 和夫	舟橋町出須賀二丁目五九番地	同
同	同	同	同	同	同	同	鈴木 利彦	上中町長間	一一六九番地
同	同	同	同	同	同	同	小池 一郎	一色	一一六番地
同	同	同	同	同	同	同	水谷 俊郎	中	二〇四番地

就任した役員

土地改良区	改良地名	年月日	就任	役名	氏名	住居	住所
同	同	同	同	同	東松 時夫	同	沖 二四〇八番地
同	同	同	同	同	澤田 広美	同	午北 二四八番地二
同	同	同	同	同	浅井 周治	羽島市堀津町中屋敷	五五番地
同	同	同	同	同	太田 時弘	同	二三八〇番地
同	同	同	同	同	熊澤 正雄	羽島市下中町加賀野井一〇四六番地	同
同	同	同	同	同	河合 安治	同	城屋敷 五二一番地
同	同	同	同	同	浅井 樹	同	市之枝二丁目五三番地
同	同	同	同	同	松永 宏	同	石田 一二四六番地
同	同	同	同	同	稲葉 富男	羽島市桑原町八神	三六四六番地
同	同	同	同	同	棚橋 俊徳	同	東方 三二八番地
同	同	同	同	同	森川 貞秋	同	大須四丁目 七番地
同	同	同	同	同	吉村 信廣	同	午南 三八番地
同	同	同	同	同	大橋 烈	同	前野 九七二番地
同	同	同	同	同	奥田 秋義	同	小藪 一〇〇〇番地
同	同	同	同	同	田中 良三	羽島市福寿町間島九丁目	七一番地
同	同	同	同	同	縄田 東一	同	江吉良町 九二〇番地
同	同	同	同	同	山田 良一	同	下中町市之枝二丁目二二番地
同	同	同	同	同	黒田 宗夫	同	桑原町平太一丁目 二〇番地

桑原輪中
土地改良区
平成
二九・三
三

理事	松井 聡	羽島市正木町曲利 一九〇番地二
同	伊藤 浩司	竹鼻町 一〇二番地二
同	近藤 徳人	福寿町間島二丁目三番地一
同	花村 彰久	本郷 一四四八番地
同	淺野 敏夫	平方二丁目七七番地
同	柴田 雅紀	淺平四丁目 五四番地
同	井貝 利則	羽島市江吉良町 九五七番地
同	野田 裕司	舟橋町 五九番地一
同	渡邊 昇	上中町長間 二三四番地二
同	小池 修	一色 四三六番地
同	淺野 満幸	中 六〇六番地二
同	淺野 正一	沖 一六〇七番地
同	中島 節三	午北 二六三番地
同	嵯峨崎 啓二	羽島市堀津町 二三三〇番地
同	淺野 正秋	一四八番地二
同	熊澤 正雄	羽島市中中町加賀野井一〇四六番地
同	河合 安治	城屋敷 五二一番地
同	大野 幸逸	市之枝二丁目一九六番地
同	大橋 雄	石田 二〇二番地
同	田中 長一郎	羽島市桑原町八神 四一九九番地
同	棚橋 正好	東方 二二〇番地
同	森川 貞秋	大須四丁目 七番地
同	吉村 信廣	午南 三八番地
同	淺野 民夫	前野 九八五番地
同	奥田 優	小藪 八七三番地一
監事	安田 昇	羽島市福寿町平方 一二七三番地一

同	坂井田 新一	同	江吉良町 二〇二四番地
同	丹羽 新一	同	下中町石田 八四八番地
同	黒田 宗夫	同	桑原町平太一丁目 二〇番地

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	真桑井水土地改良区	認可年月日	平成二九・四・三
--------	-----------	-------	----------

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	真桑方井水土地改良区	認可年月日	平成二九・四・三
--------	------------	-------	----------

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
菱 野 川 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 三

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
政 田 井 水 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 三

交通誘導警備業務に係る一級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 検定に係る警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」という。）に係る一級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

平成二十九年九月七日（木）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。）

(二) 実施場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

平成二十九年九月十四日（木）午前九時から午後五時まで

なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

瑞穂市十九条四二三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 受検の申請を行う日において、交通誘導警備業務に係る二級検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- 2 岐阜県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになつた場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

<p>添付書類</p> <p>(一) 住所地を疎明する書面（当該住所地在を管轄する警察署に申請する場合に限る。）</p> <p>(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）</p> <p>(三) 四の1に該当する者は、合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であることを証明する警備業者等が作成した警備業務従事証明書</p> <p>(四) 四の2に該当する者は、岐阜県公安委員会から交付を受けた一級検定受検資格認定書の写し</p>	<p>検定申請書（規則別記様式第一号）</p>	<p>一通</p>	<p>(一) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(二) 法令に関する事項。</p> <p>(三) 車両等の誘導に関する事項。</p> <p>(四) 交通誘導業務の管理に関する事項。</p> <p>(五) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。</p> <p>2 実技試験</p> <p>(一) 車両等の誘導に関する事項。</p> <p>(二) 交通誘導警備業務の管理に関する事項。</p> <p>(三) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。</p> <p>六 検定の申請方法</p> <p>1 受付期間</p> <p>平成二十九年七月二十八日（金）から同年八月十日（木）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。</p> <p>なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。</p> <p>2 申請先</p> <p>住所地（岐阜県内の住所地に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課</p> <p>3 申請時の提出書類</p>
<p>二 検定の実施日時及び場所</p>	<p>交通誘導警備業務に係る二級検定の実施</p> <p>警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年公安委員会規則第二十号）以下「規則」という。（第七条の規定により公示する。）</p> <p>平成二十九年六月九日</p> <p>岐阜県公安委員会 委員長 古 田 善 伯</p>	<p>一通</p>	<p>写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）</p> <p>二枚</p> <p>4 受検手数料</p> <p>一四、 円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については、返還しない。）</p> <p>7 受検日の服装及び持ち物</p> <p>1 学科試験</p> <p>受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。） 身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具</p> <p>2 実技試験</p> <p>受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛</p> <p>なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。</p> <p>八 問合せ先</p> <p>岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（五八）二七一 二四二四 内線三二六</p>

- 1 学科試験
 - (一) 実施日時
平成二十九年九月七日(木)午後二時から午後四時まで(受付時間は、午後一時三十分から午後一時五十分までとする。)
 - (二) 実施場所
岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部(二階玄関において受付を行う)。
 - 2 実技試験
 - (一) 実施日時
平成二十九年九月十五日(金)午前九時から午後五時まで
なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。
 - (二) 実施場所
瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター
 - 三 受検定員
二〇人
 - 四 受検資格
岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員
 - 五 検定内容
学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。
 - 1 学科試験
 - (一) 警備業務に関する基本的な事項
 - (二) 法令に関すること。
 - (三) 車両等の誘導に関すること。
 - (四) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - 2 実技試験
 - (一) 車両等の誘導に関すること。
 - (二) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 六 検定の申請方法

- 1 受付期間
平成二十九年七月二十八日(金)から同年八月十日(木)までの午前九時から午後五時まで(土曜日及び日曜日を除く)。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切る。
なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。
- 2 申請先
住所地(岐阜県内の住所に限る。)(を管轄する警察署又は所属する営業所(岐阜県内に所在する営業所に限る。)(の所在地を管轄する警察署の生活安全課
- 3 申請時の提出書類

検定申請書(規則別記様式第一号)	一通
添付書類	
(一) 住所地を疎明する書面(当該住所を管轄する警察署に申請する場合に限る。)	一通
(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。)	
写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)	二枚
- 4 受検手数料
一四、 円(岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については返還しない。)
- 七 受検日の服装及び持ち物
 - 1 学科試験
受検票(申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。)
身分証明書(運転免許証等の顔写真が貼付されたもの)及び筆記用具
 - 2 実技試験
受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。
- 八 問合せ先
岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話(五八)二七一 二四二四 内線三二二六